高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成のお知らせ

【助成額と助成対象者】

町助成額	上限額 5，000円
医療機関によって、予防接種の料金が異なります。料金につきましては、接種を希望する医療機関へお問い合わせください。 助成対象者で、生活保護を受給されている方については、全額助成となります。	

肺炎球菌の予防接種を希望する
65歳以上の方（接種日現在）

下記の接種医療機関で
予約した後に接種します。

【肺炎球菌について】

★**接種間隔は５年に１回**です。（前回の接種から５年以上の間隔をあけたうえで、**かかりつけ医と再接種の必要性について相談してください。**）

★**肺炎球菌ワクチンはすべての肺炎に有効ではありません。**

★インフルエンザも肺炎を引き起こす原因となるため、**インフルエンザワクチンと両方接種することで、より高い肺炎予防効果を得ることができます。**
肺炎球菌ワクチンを受けた後にインフルエンザを受ける場合は、**接種日の翌日から起算して６日以上の間隔をあけます。**（インフルエンザ接種後に肺炎球菌を受ける場合も同様です。）

★年齢が満 60 歳以上 64 歳で心臓、じん臓又は呼吸器の障害のため極度に日常生活が制限される、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に著しい障害がある（身体障害者等級１級に該当する者に限る）方も助成対象となります。

【指定医療機関一覧】

医療機関名	電話番号
新冠町立国保診療所	０１４６－４７－２４１１
勤医協厚賀診療所	０１４５６－５－２７１１
駒木クリニック	０１４６－４５－０１２３
仲川内科胃腸科医院	０１４６－４２－０３４５
山田クリニック	０１４６－４３－０００８
静仁会静内病院	０１４６－４２－０７０１

上記以外で接種された方は、町に助成申請することで、費用が助成される場合があります。下記の必要書類等を持参の上、保健福祉課へ助成申請を行ってください。

≪手続きに必要な書類≫　領収書・接種済証・印鑑・通帳（振込先口座が確認できるもの）

お問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ健康推進係　（47－2113）